

高校生等奨学給付金 前倒し給付のご案内

申請期限: 令和7年4月11日(金)

- 高校生等奨学給付金は、教科書費、教材費など授業料以外の教育費を支援する制度です。
- 年額の一部（4月～6月相当額）の前倒し給付（早期給付）を希望する新入生の保護者等は4月に申請が必要です。
- ※ 前倒し給付を希望しない場合でも、通常給付の申請で年額を受給できます。（7月頃に別途案内）

◆ 対象者（次の要件を全て満たす方）

- ア 生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯
- イ 生徒の保護者等が広島県内に在住している
- ウ 生徒が高等学校等就学支援金の支給要件を満たしている
- エ 生徒が国公立高等学校等（県外の学校を含む）に在学している

◆ 給付額

世帯区分		給付金の額（年額）	うち、前倒しで受給できる額
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円	8,075円
住民税所得割額が非課税である世帯	全日制・定時制（第1子）	131,500円	32,875円
	全日制・定時制（第2子以降）	143,700円	35,925円
	通信制・専攻科	50,500円	12,625円


◆ 給付スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
前倒し給付の申請を行う場合	申請	審査		3か月分受給	継続審査		9か月分受給
通常給付の申請を行う場合				申請	審査		12か月分受給

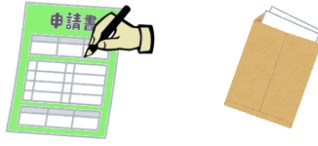
※継続審査の結果、前倒し以外の部分（9か月分）が不認定となる場合があります。

◆ 申請方法


① ホームページから申請書類をダウンロード・印刷



② 記入した申請書・必要書類を封筒に入れる



③ 進学先の高校へ提出【締切 4/11】



【問合せ先】 広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 就学支援係

☎ : 082-222-3015

〈受付日時〉 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

令和7年度広島県高校生等奨学給付金（前倒し給付申請）手続の流れ

4月

1 申請書類を進学先の高等学校等へ提出

- ・ 広島県教育委員会ホームページで申請書様式をダウンロード・印刷する。
- ・ 別紙「記入例」を参考に必要事項を記入。
- ・ 別紙「必要書類一覧」を確認し、必要書類を揃える。
- ・ 申請者が用意した角型2号封筒に、申請書及び必要書類を封入する。
- ・ 生徒の進学先の高等学校等へ提出する。

提出期限：令和7年4月11日（金）学校必着

※通常給付申請の詳細は、7月頃にお知らせする予定です。

2 前倒し部分の審査

3か月分

6月以降

3 前倒し給付に係る認定結果通知

3か月分

- 〔認定〕 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書
- 〔不認定〕 ⇒ 不支給決定通知書

※課税台帳が変わる7月の通常申請時に申請することができます。

7月

4 前倒し以外の部分に係る継続審査

9か月分

- ・ 継続審査は、原則、新たに申請書を提出していただく必要はありません。
- ・ ただし、次の方は、申請書以外の追加書類（最新版）の提出が必要です。
※提出について、当課から別途、案内します。

【追加書類（最新版）の提出が必要な方】

区分	提出していただく必要書類
① 生活保護受給世帯	7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給していることの証明書
② 住民税非課税世帯	生徒が国立高等学校等・県外の公立高等学校等に在籍の方 保護者等全員の課税証明書（令和7年度）

※ **（重要）前倒し給付申請を行った後、7月1日までに申請書に記入した保護者等又は扶養親族に変更が生じた場合や、新たに生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））の受給を開始又は停止した場合は、7月1日までに次の連絡先へ連絡してください。**

※ 連絡がなかった場合、後日支給決定が取り消され、支給済みの給付金を返還していただく必要があります。

10月以降

5 継続審査に係る認定結果通知

9か月分

- 〔認定〕 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書
- 〔不認定〕 ⇒ 不支給決定通知書
- ・ 前倒し部分が認定でも、継続審査の結果、前倒し以外の部分が不認定となる場合があります。

※ 書類審査の状況等により、実際の時期は変動します。

【連絡先】

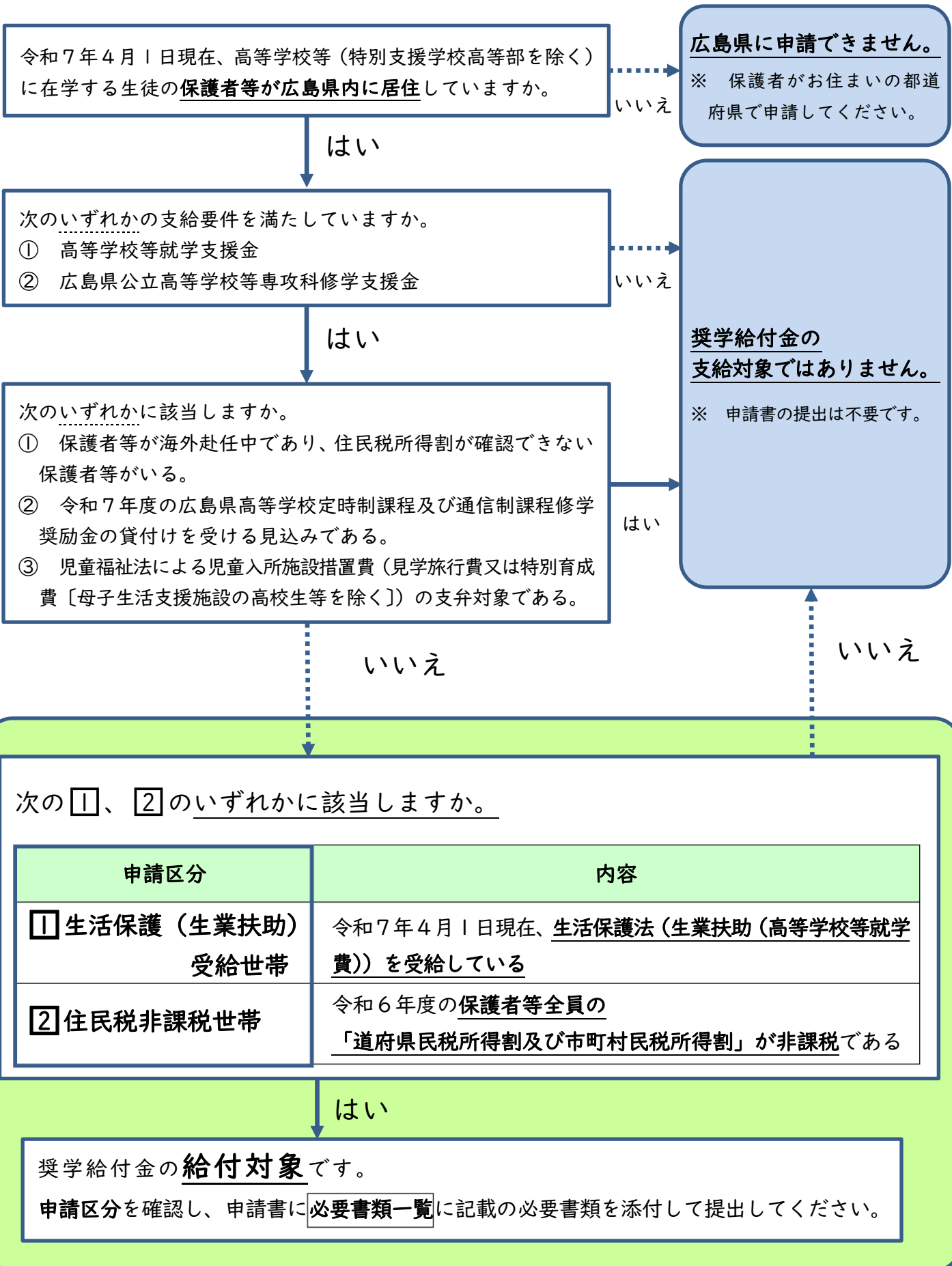
広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 しゅうがくしえんかかり 就学支援係

電話：082—222—3015

受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

高校生等奨学給付金 確認シート

次のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、申請書に必要書類一覧の○が付いている書類を添付して提出してください。



令和7年4月1日現在、高等学校等（特別支援学校高等部を除く）に在学する生徒の保護者等が広島県内に居住していますか。

いいえ

はい

次のいずれかの支給要件を満たしていますか。

- ① 高等学校等就学支援金
- ② 広島県公立高等学校等専攻科修学支援金

いいえ

はい

次のいずれかに該当しますか。

- ① 保護者等が海外赴任中であり、住民税所得割が確認できない保護者等がいる。
- ② 令和7年度の広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸付けを受ける見込みである。
- ③ 児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費〔母子生活支援施設の高校生等を除く〕）の支弁対象である。

はい

いいえ

いいえ

次の①、②のいずれかに該当しますか。

申請区分	内容
① 生活保護 (生業扶助) 受給世帯	令和7年4月1日現在、 <u>生活保護法 (生業扶助 (高等学校等就学費))</u> を受給している
② 住民税非課税世帯	令和6年度の <u>保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」</u> が非課税である

はい

奨学給付金の**給付対象**です。

申請区分を確認し、申請書に必要書類一覧に記載の必要書類を添付して提出してください。

必要書類一覧

「高校生等奨学給付金確認シート」で確認した申請区分ごとに○が付いている書類をすべて提出してください。

申請区分		必要書類	取得方法
① 生活保護 (生業扶助) 受給世帯	② 住民税 非課税 世帯		
○	○	提出用封筒	① HPから「提出用封筒ラベル」をダウンロードし印刷する。 ② 角形2号封筒(各自で用意)に①を貼付する。
○	○	広島県高校生等奨学給付金受給申請書	HPから「申請書」(P1~P4)をダウンロードし、A4用紙に印刷する。
○	○	振込先の通帳の写し ※ 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる面の写しを貼付してください。 ※ ネットバンキングの口座情報は、Web画面を印刷した書類を貼付してください。	
○	×	生活保護受給証明書(別紙様式) (広島県高校生等奨学給付金申請用) ※ 上記様式に限らず、令和7年4月1日現在、市区町村等が発行する生業扶助を受給している旨が記載された生活保護受給証明であれば提出できます。	① HPから「生活保護受給証明書」をダウンロードし、印刷する。 ② お住まいの市区町村役所又は福祉事務所の証明を受ける。
×	○	保護者等全員の課税証明書 (令和6年度)	令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村で取得する。

書類について不明な点がある場合は、次の連絡先までお問合せください。

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 しゅうがくしえんかかり 就学支援係

電話：082-222-3015

受付時間：午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)

R07

広島県高校生等奨学給付金受給申請書（国公立高等学校等・前倒し給付申請用）

私は、次の事項を確認し同意の上、広島県高校生等奨学給付金の受給申請をします。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 下欄の高校生等が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、当該給付金の受領を高校生等が在籍する高等学校等の校長に委任し、高等学校等が学校徴収金の未収金等に充当して相殺することに同意します。
- 令和7年7月1日までにこの申請書に申請者（保護者等）の氏名を自署してください。また生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））の受給を開始することを誓約します。

【申請者（保護者等①）】

申請者 (保護者等①)	ふりがな	ひろしま たろう	電話番号	
	氏名	広島 太郎	平日の日中に連絡のとれる電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	〒730-8514 広島市中区基町9番42号	対象となる高校生等との関係 (該当する□に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()

【申請者以外の保護者等（保護者等②）】

申請者以外の保護者等 (保護者等②)	ふりがな	ひろしま はなこ	電話番号	
	氏名	<input type="checkbox"/> 保護者等は1名のため省略 広島 花子	平日の日中に連絡のとれる電話番号	●●●●-●●●●-●●●●
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる(下記に記入してください)。 〒 -	対象となる高校生等との関係 (該当する□に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()

【対象となる高校生等】 該当する□に✓印を入れてください。

ふりがな	ひろしま もみじ	生年月日	昭和 平成 21年 7月 1日
生徒氏名	広島 紅葉		
在学する学校	広島県立 ■■高等 学校・第1学年 <input type="checkbox"/> 国立 <input checked="" type="checkbox"/> 公立 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 () 学科: 普通科 <small>(該当する□に✓)</small>		
過去の高等学校等における在学期間及び受給状況	学校名 立	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	課程・学科 在学中の給付金受給回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【保護者等の収入の状況等】 (次の1又は2のいずれかの□に✓印を)

過去に高等学校等における在学期間がある場合のみ記入してください。

1. 生活保護（生業扶助）受給世帯

令和7年4月1日現在、生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受給している。
⇒ 別紙様式「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）」等を提出してください。

2. 住民税非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税非課税）

道府県民税所得割及び市町村民税非課税世帯であること。
⇒ 保護者等の全員の住民税非課税証明書を提出してください。

※ 選択肢により提出書類が異なります。
1 → 生活保護受給証明書（基準日4月1日）
2 → 保護者等全員の課税証明書（令和6年度）
個人住民税の申告を行っていない場合は、市区町村において申告を済ませてから課税証明書を取得（発行依頼）してください。

【保護者等の状況】（次の①～⑤のいずれか）

該当する保護者等の区分に✓印を付けてください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者2名（両親） ※ 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2名存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名 （一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は親権者に含まれません。） ・離婚や死別等により親権者が1名 ・親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名（理由：） ※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV（ドメスティックバイオレンス）、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名 ※ 未成年後見人が複数選任される場合、そのうち1名のみを行使すべきこととされています。
④	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名 ・生徒が未成年だが、親権者がいない場合 ・入学時点で生徒が成人
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

【特別な事情によりやむを得ない場合】

- ・ドメスティックバイオレンス(DV)や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や、離婚協議中かつ別居中であり親権者の一方に提出を求めたが応じてもらえない場合などが該当します。
- ・保護者の失業や入院等は含まれません。

【扶養親族の状況】 ※1ページ目の【保護者等の収入の状況等】で住民税非課税世帯を選択された方のみ記入してください。

令和7年4月1日現在、**対象となる高校生等以外**に保護者が加入している各種健康保険の保険証で扶養の確認ができる15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を全員記入の上、扶養している保護者等欄の該当する□に✓印を入れてください。（保護者等⑦⑧は1ページ目に記載した者を指します。）

◎ 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満であっても、令和7年4月1日現在就業しており、**本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は記入対象外**です。

※ 下の表に扶養している兄弟姉妹を記載した場合、必ず**扶養誓約欄**に自署してください。

氏名	生徒との続柄	扶養している保護者等 ⑦：申請者 ⑧：申請者以外の保護者等	生年月日	在学学校名・職業等	備考
広島 一郎	兄	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等⑦ <input type="checkbox"/> 保護者等⑧	平成16年5月1日	<input type="checkbox"/> 高校生等 (学校名：) 課程：) <input checked="" type="checkbox"/> 高校生等以外（職業等： 大学生 ）	
広島 次郎	兄	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等⑦ <input type="checkbox"/> 保護者等⑧	平成20年6月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 高校生等 (学校名： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 高校 課程： 全日制) <input type="checkbox"/> 高校生等以外（職業等：)	

※ 健康保険証上の被扶養者が保護者等⑦又は⑧と一致していない場合
 (例：国民健康保険証上の世帯主→祖父(母)
 実際の扶養(生計維持)者→保護者⑦(父)又は保護者⑧(母)の場合)
 ● 実際に対象の兄弟姉妹を扶養(生計維持)している保護者等⑦又は⑧が、
 表の扶養している保護者等に✓印を付けて、下の扶養誓約欄に自署してください。

扶養誓約欄（「扶養している保護者等」欄で☑をした保護者等が自署してください。）

私と上記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

扶養者 氏名 **広島 太郎**

(兄弟姉妹で異なる扶養者がいる場合)

扶養者 氏名

【振込先金融機関】（奨学給付金の振込を希望する振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座 該当する□に✓印を付けて必要に応じて住所を記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への入金希望する。 【原則として、こちらを選択して下欄へ口座を記入してください。】						
	<input type="checkbox"/> 下記の者へ受領を委任する。 { <input type="checkbox"/> 生徒の口座 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者の口座 }						
振込先口座の名義人の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 【下欄に記載してください】 { 住所： 〒 _____ }							
金融機関・支店名	広島		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	県庁		本店 支店 出張所 ()	
預金種目	普通		当座				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ヒロシマ タロウ						
口座名義	広島 太郎						

※ 振込先金融機関の確認を行うため、下記の「振込先の通帳の写し貼付欄」に振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページを貼り付けてください。
 なお、ネットバンキングの口座情報は、Web画面を印刷した書類を添付してください。

振込先の通帳

振込先口座には個人名義の口座を記入し、口座番号は右詰で記入してください。
 確認書類として、通帳の写しを下欄に貼付してください。（キャッシュカードの写しは不可）
 ※ 振込先金融機関等については、メモを取るなど忘れられないようにしてください。

総合口座（普通預金・定期預金）ご契約内容

CMF番号	お名前			
7654321	ヒロシマ タロウ			
総合預金口座	定期預金口座番号	税区分	通帳限度額	変更日付
1234567				
発行日	28.03.25	株式会社広島銀行	銀行コード0169	
口座開設店番	008	口座開設店名	県庁支店	
発行店番	008			

融機関、支店名、預金種目、

※ この欄は記入しないでください。

学校受付日		令和	年	月	日	年間支給額	円
4月支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税(第1子) <input type="checkbox"/> 非課税(第2子) <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 不支給						
7月支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 <input type="checkbox"/> 非課税(第1子) <input type="checkbox"/> 非課税(第2子) <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 不支給						
保護者状況区分	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 家計急変(認定月数: 月/12か月、事実発生日: 令和 年 月 日)						
同一世帯状況	<input type="checkbox"/> 複数対象者なし <input type="checkbox"/> 生業扶助・複数対象者 <input type="checkbox"/> 非課税・第2子以降複数対象者・通信制等以外 <input type="checkbox"/> 非課税・第1子及び第2子・通信制等以外 <input type="checkbox"/> 非課税・複数対象者・通信制等及び通信制等以外 <input type="checkbox"/> 通信制等・複数対象者 <input type="checkbox"/> その他	区分	同一世帯の他の対象者①	同一世帯の他の対象者②			
		所属・氏名					
		校番・所属コード					
		生徒番号					
		申請ステータス	<input type="checkbox"/> 申請 (円) <input type="checkbox"/> 未申請	<input type="checkbox"/> 申請 (円) <input type="checkbox"/> 未申請			

【個人情報利用目的等】

- ・ 取得する個人情報は、広島県高校生等奨学給付金に関する審査や申請内容にかかわる連絡、決定通知等の送付、給付金の振込等、運営業務に必要な範囲内でのみ利用します。
- ・ 取得する個人情報は、広島県教育委員会が相当な理由があると認める範囲内において広島県教育委員会の機関内（高等学校等を含む。）で利用し又は他の関係機関との間で相互に利用又は提供することがあります。

記入上の注意

【対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【保護者等の収入の状況等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- イ 1の生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給に該当するときは、別紙様式「生活保護受給証明書（広島県高校生等奨学給付金申請用）」に福祉事務所で4月1日現在の証明を受けたもの又は福祉事務所が証明する生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

【保護者等の状況】の欄は、次によって記入してください。

- ア ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- イ ②の「親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名」とは、DV（ドメスティックバイオレンス）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や離婚協議中かつ別居中である場合などが該当します。保護者の失業や入院等は含まれません。
- ウ 親権者全員がDV等に該当する場合は、親権者が存在しない場合に含まれるとして、③～⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- エ ④の主たる生計維持者は、主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法における扶養者等）をいいます。

【扶養親族の状況】の欄は、次によって記入してください。

- ア 令和7年4月1日現在、対象となる高校生等以外に保護者が加入している各種健康保険の保険証で扶養の確認ができる15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹を全員記入してください。
- イ 同居であっても、令和7年4月1日現在就業しており、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は記入対象外です。
- ウ 高校生等に✓印を付けた方は、学校名及び課程を記入してください。高校生等以外に✓印を付けた方は、職業等（例：大学生、パート、無職等）を記入してください。

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として、補助対象外となります。
- エ 家計急変により申請した後、年収見込額が変更になった場合は申し出てください。
- オ 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。